

別記第5号様式(第8条関係)

平成28年度政務活動費収支報告書

平成29年3月31日

北広島市議会議長 佐藤敏男様

会派名 日本共産党

代表者名 板垣恭彦



北広島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり平成28年度の政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

記

1 収 入 政務活動費 468,000 円

2 支 出

使途基準項目	金額(円)	内 容
研究研修費	354,674円	研究集会・社保協学校参加費・旅費
調査旅費	50,675円	会派視察研修
資料作成費	80,550円	議会報告・市政報告用インク代
資料購入費	11,980円	書籍代
広報費		
広聴費	520円	会場使用料
要請及び陳情活動費		
合 計	498,399	

3 残 額 0円

注1 内容欄は、主たる内訳を記載すること。

2 支出の使途基準項目別、支払先別の調書を添付すること。

3 政務活動費を充てた経費に係る領収書(領収書を徴することが困難な場合は、経理責任者の支払証明書)の写しを添付すること。

会派名 日本共産党

使途基準項目別支払調書(研究研修費)

年 月 日			支出額	内 容
28	5	26	3,500	第22回社会保障研究交流集会参加費(東京 1名)
28	5	26	900	同上 JR等交通費
28	6	8	12,000	保育研究所研修会参加費(東京・1名)
28	6	8	31,100	同上 航空券等交通費(東京)
28	6	28	28,108	市町村議会議員研修会参加費(札幌市 6月29日・3名)
28	8	29	6,216	北大地方議員向けサマースクール(札幌市 8月24日・1名)
28	8	29	900	同上 JR等交通費
28	8	20	30,486	行財政改革推進協会主催セミナー参加費(東京・1名)
28	8	20	43,230	同上 航空券・宿泊代
28	8	26	15,000	生活保護問題議員研修会参加費(富山市 8月26、27日・1名)
28	8	27	67,800	同上 航空券・宿泊代
28	8	29	6,654	同上 JR等交通費
28	10	21	1,500	北海道社会保障学校in苫小牧(苫小牧市 10月21日・1名) 参加費
28	10	21	1,860	同上 JR等交通費
28	11	8	27,000	自治体問題研究所研修(大阪 11月7,8日・1名)
29	11	8	17,400	同上 航空券、交通費等
28	11	11	3,690	同上 JR等交通費
28	11	18	3,800	女性議員の会4TINK主催研修会(北広島市・2名)
29	1	17	27,000	第39回市町村議会議員研修会in東京(東京 1月17日・1名)
29	1	11	16,460	同上 航空券、交通費等
29	2	20	2,070	同上 JR等交通費等
29	2	17	8,000	グラフィックハーベステイング基礎講座受講料(札幌市)
合 計			354,674	

会派名 日本共産党

使途基準項目別支払調書(調査旅費)

年 月 日		支出額	内 容
28	8	8	30,600 行政視察(7月29~8月1日 宮城県仙台市、福島県郡山市、福島県南相馬市・1名)、航空券等交通費等
28	8	8	2,120 同上 交通費(高速料金 仙台南→郡山)
28	8	8	1,070 同上 交通費(高速料金新地→仙台東)
28	8	8	16,885 同上 交通費(燃料代等)
合計			50,675

会派名 日本共産党

使途基準項目別支払調書(広聴費)

会派名 日本共産党

使途基準項目別支払調書(資料購入費)

年 月 日	支出額	内 容
28 11 8	7,600	『老人に冷たい国・日本』『産業連関分析入門』『市町村財政分析』『改定介護保険法と自治体の役割』
28 11 11	300	『みんなでつくるわがまちの暮らしと自治』
28 11 11	300	『今こそ、指定管理者制度の抜本的な見直しを』
28 11 11	300	『公共施設の統廃合・再編問題に取り組む』
29 2 17	3,480	『くらしに役立つ制度のあらまし』
合 計	11,980	

会派名 日本共産党

使途基準項目別支払調書(資料作成費)

2016 年度 行政視察研修行程表 共産党会派 永井桃

7月 29 日(金)

JR 北広島駅→新千歳空港 ADO100 便 07:50 発→仙台空港 09:00 着
電車で石巻市へ(電車の時間や乗換などで石巻市着は昼頃の予定)
13 時～14 時頃：障がい者地域活動支援センター「こころ・さおり」現地視察
電車で仙台市へ、市内宿泊

30 日(土)

研修・議員セミナー「子ども・子育て支援新制度 自治体における保育行政の課題」フ
ォレスト仙台(青葉区柏木 1-2-45) 10 時～17 時
市内宿泊

31 日(日)

8 時～8 時半頃仙台市出発→車・高速道路利用→郡山市 10 時半頃着予定
11 時～90 分程度(12 時半頃)「ペッピキッズこおりやま」現地視察
郡山市から南相馬市に出て海岸沿いを通り、仙台市へ帰路
市内宿泊

8 月 1 日(月)

10 時～11 時半：仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」現地視察
JR 仙台駅 12 時台発の電車で空港へ
仙台空港 ANA1225 便 12:05 発→新千歳空港 15:15 着→JR 北広島駅

会派視察研修報告

日時 2016年7月29日～8月1日 宮城県石巻市、仙台市、福島県郡山市

永井桃

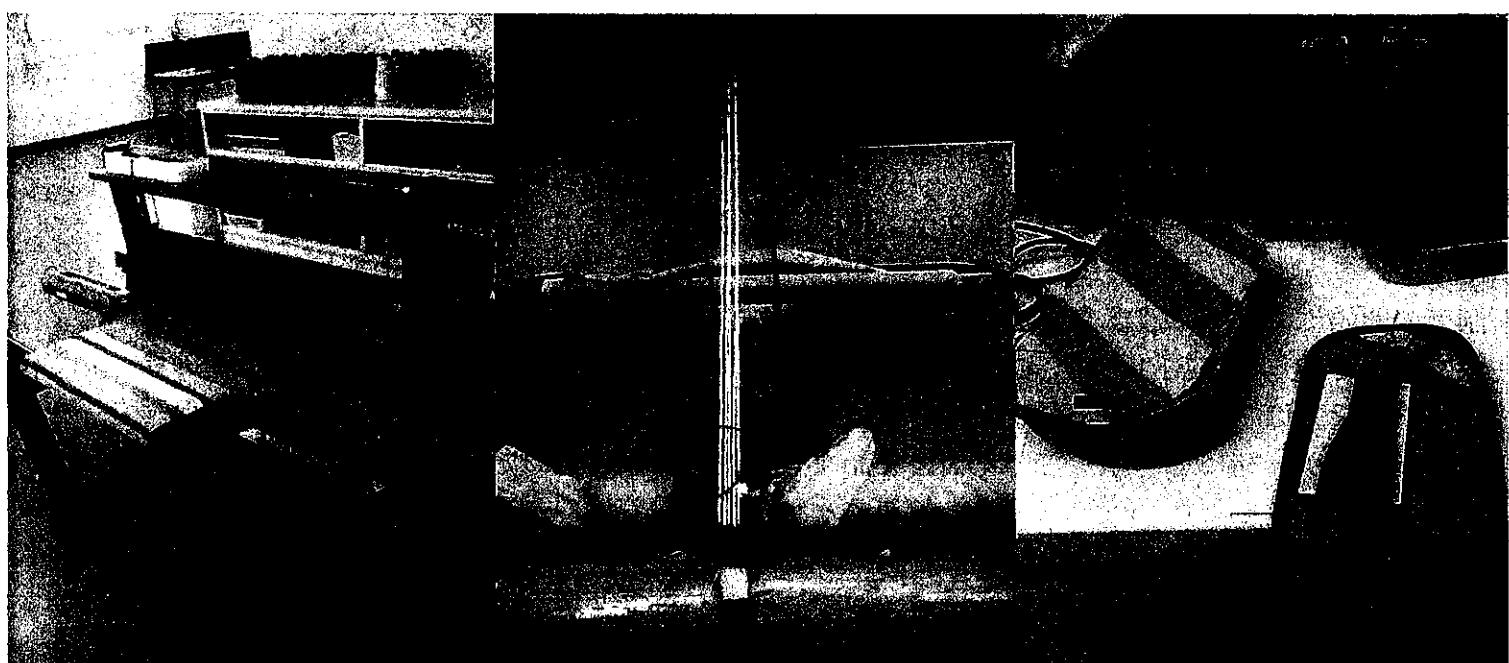
29日(金) 13時～15時 宮城県石巻市

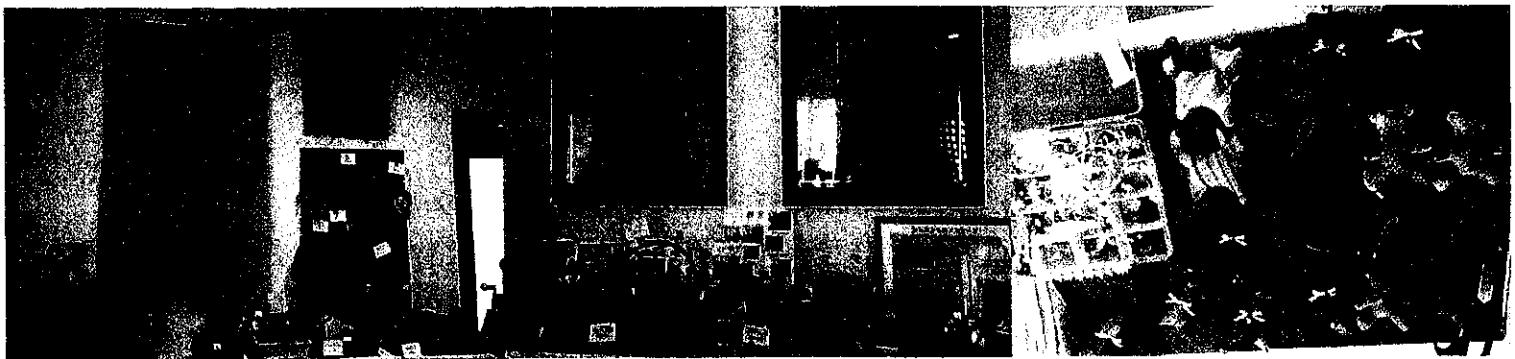
特定非営利活動法人輝くなかまチャレンジド 「共生型福祉施設 織音」

就労継続支援B型事業所管理者/地域活動支援センター長 熊井睦子



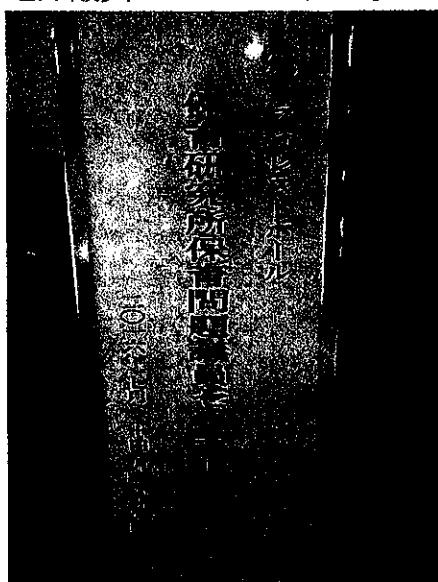
2004年無認可の小規模作業所として「こころ・さをり」設立。設立当初より庄司石巻市議も関わっているとのこと。元施設長が元々一般向けに開いていたさをり教室を地域活動支援センターとして障がい者の受け入れも始め、そこに現センター長と娘が通っていたとのこと。2005年NPO法人輝くなかまチャレンジド設立、「小規模作業所こころ・さをり」が石巻市の認可を受け、2007年障がい者自立支援法により「障がい者地域活動支援センターこころ・さをり」に改定。2011年の震災で海側に建てられていた施設が被災、約1週間利用者・スタッフが作業所の入っていたビルで避難生活を送る。同年6月より福祉避難所やスタッフの自宅を利用して活動再開、8月仮設住宅団地内に移転、今年4月「共生型福祉施設織音」に改名し、これまでの地域活動支援センター事業の10名と新たに就労継続支援B型事業として20名増員し新しい建物・地域で活動開始。施設長・事務局・送迎専門各1名、就労指導員(パート含)3名、生活指導員1名。現在さをりだけに限らず企業の下請け的作業も行っている。訪問時は下請けのボールペン2本入り箱作りの仕事が納期の2～3日前に終了していた為フリーデイとしており、通所者も10人ほどで各自自分の時間を過ごしていた。さをりの品物は好みや興味・関心がないと流通につながらず、いかにして「製品化→販売→収益→賃金支払い」につなげていくかを今後もアイデアを出し続けていかなければならないとの話であった。





30日(土) 10時～17時 仙台市 フォレスト仙台

地方議員セミナー「子ども・子育て支援新制度 自治体における保育行政の課題」



講義1：新制度導入後の政策的状況 保育研究所 逆井直紀

国は新制度導入に当たって介護保険制度の仕組みを保育分野へ導入し、①市区町村の保育実施責任の解除②全ての保育所を強制的に総合こども園へ移行、を目的としたが、市区町村の保育実施責任(児童福祉法第24条1項)と保育所と幼稚園の認定こども園への移行は強制でなくしたことは保育現場や保護者達の運動によって守られたと発言。しかし新制度実施後1年を経た状況として、小規模型保育施設卒園後の3歳児の受け入れ体制不足及び待機児童問題、短時間・標準時間の区分による保育の格差、保育料関連問題(所得税額から市町村民税への変更や特定扶養控除廃止、上乗せ徴収)等、当初危惧されていた問題が次々に出てきていることや自治体間の対応差が大きく新制度は見直し途上段階であることから、地方議員は保育現場や保護者と共に、人数・面積基準の緩和や安易な企業主導型保育の参入等をストップさせ、保育士の待遇改善策を含めた課題解決に取り組むべきと述べる。

講義2：新制度と学童保育(放課後児童クラブ)の現状と課題～新制度で学童保育の改善を～

全国学童保育連絡協議会 木田保男

新制度の開始により基準設置や運営指針策定という法的根拠が位置付けられた学童保育の改善に向け、潜的に全国で40万人以上いると言われている待機児童を受け入れる為の量的な拡大や、生活の場として保障される施設整備・指導員の待遇改善等の質的な拡充が必要であること、その為には行政・保護者・指導員・地方議員が一緒に取り組んでいくことを話す。又、国は新たに「放課後子ども総合プラン」を2018年度から実施予定であり、「小1の壁」の解決や次世代人材の育成の為に全ての就学児童が放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「一体型」を中心とした放課後児童クラブや放課後子ども教室の計画整備を進めているが、放課後子ども教室と学童保育は目的・役割、対象児童、実施方法、実施内容が大きく異なることから、地方議員は各自治体が「一体型」を「一体化」と解釈した事業

にしないよう要望することが大切であることを述べる。

講義3：保育料の仕組みと課題 佛教大学教授 杉山隆一

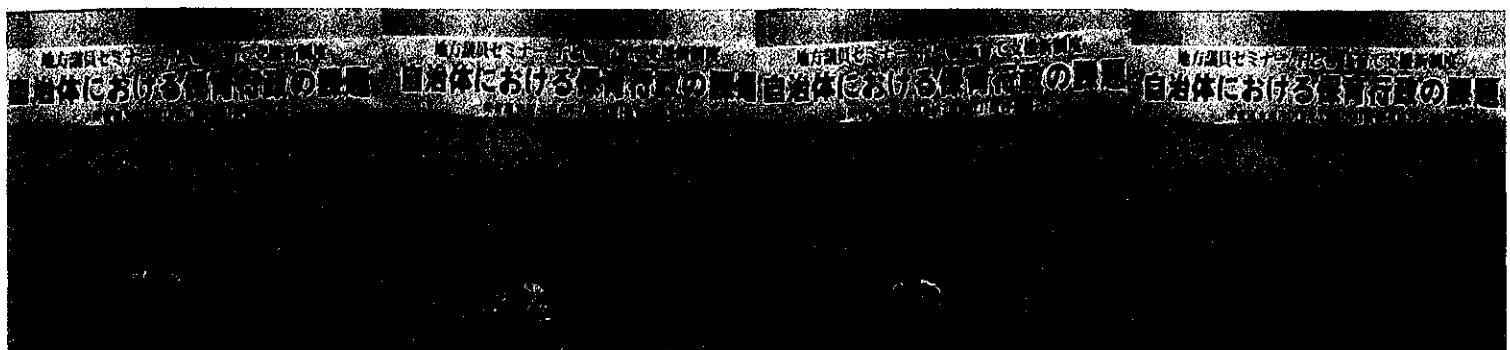
新制度における保育料の仕組みの説明と問題点を講演。国の示す保育料額表を元に市町村が保育料を定めるが、1号認定(3歳以上の保育を必要としない子ども 4h/日教育標準時間)、2号認定(3歳以上の保育を必要とする子ども)・3号認定(3歳未満の保育を必要とする子ども 11h/日保育標準時間と 8h/日保育短時間)という区分、保育所(公・民)と契約型施設(認定こども園、幼稚園、地域型保育事業)という施設・事業所の複雑化が新制度の問題点を浮き彫りにしていると述べる。又、公立施設(主に保育園)の保育料は条例で定めることとなっているが私立施設(認定こども園、保育所、地域型保育事業)については規則であり、例えば保育料引上げ等改定する時はその理由を議会に説明しなければならない条例とするのが議会制民主主義の基本であると述べる。

国の保育徴収基準額表においても標準時間と短時間の保育料の差は僅差(約1.7%)であり、長崎県佐世保市や埼玉県美手市・春日部市等では認定ごとに保育料を一本化している自治体も出てきている(行政実務としては区分)。保育料無償化の動きとしても、国は多子・ひとり親世帯への軽減に取り組み始めたが、兵庫県南あわじ市や明石市では市長が率先して3歳以上児の保育料無料化や第2子以降の保育料の無料化・所得制限なしといった独自の政策を実施し、子育て世代・若者世代の定住化を図り人口対策に努めている例があげられた。

講義4：自治体の保育行政、評価の視点～住民のねがいを実現する保育行政とは～

保育研究所 実方伸子

「保育園落ちたの私だ」「保育士辞めたの私だ」から明らかになった子育て世代の保護者と保育現場の実態と、新制度の実施から現れてきた新たな保育問題について講演。新制度によって行政も保護者の現場も戸惑い・不安が多くなっており、自治体行政と地方議員は子育て世代の要求がどこにあり、それに応えているかを意識しなければならないと述べる(例えば東京都内では保護者の9割が認可保育所の入所を希望している等)。今春内閣府は保育士の実態調査を行ったがその結果は公表されておらず、発表出来ない実態が明らかになったのではないかとみているとのこと。市町村は2017年～2019年内で事業計画を策定することになっており、地方議員は内容が住民の要求に沿ったものであるか、需要と供給のバランスは取られているか等のチェック・改善要求を行うよう述べられる。保育時間を標準・短時間に区分した新制度では延長保育料で料金が跳ね上がる自治体もあり、全ての子が同じ時間の保育を受けられるよう求めることや、障がい児の認定要件(国「障がいがあってもなくても保護者が働いていなければならない」)の緩和等も求めることが大切とのこと。育休中の保育では、高崎市の例(保護者が育休中であれば上の子の年齢に関わらず継続して保育所を利用出来る)が上げられる。より良い保育の実現の為に、地方議員は児童福祉法第24条1項を最大限に活かし、@現行の保育水準を後退させない運動@新制度の運用面の改善@事業計画の検証@市町村予算の確保(保育における拡充は自治体の発展の要)と都道府県・国への要望を、自治体行政担当と連携しながら取り組んでいってほしいとのことであった。



逆井氏

木田氏

杉山氏

実方氏

31日(日) 11時～12時半 NPO 法人郡山ペップ子育てネットワーク(運営業務受託者)

郡山市元気な遊びのひろば「PEPKidsKoriyama」(施設自体の管理は市)

郡山市こども部こども支援課元気な遊びのひろば所長 伊藤ミドリ

人が生きていく上で最も大事な基礎である幼少期に作られる生活リズムをペップキッズをきっかけに子どもも親も身につけてほしいという思いが伊藤所長から伝わってきた。市では震災前から、子どもの成長・発達に必要な「遊び」が時代とともに変化してきていること、外遊びが少なくなり体を動かす機会が減ってきており子どもの遊びそのものが変わってきてていることが問題提起され、市としての取り組みを検討していたところに震災及び原発事故が起こり、子どもも大人も日常生活が180度転換した中で3月29日いち早く「子どもの心のケアプロジェクトチーム」を小児科医・臨床心理士・保育士等で設立。郡山市内の子どもだけでなく福島県内すべての子どもを対象に心的ストレスの早期発見に努め、市でも体育館や学校等で子どもの遊びの場を設置。8月、チームマネージャーの小児科医が市民アンケート調査。子ども達が安心して遊べる場所を望む声が多く、月末に「元気な郡山夏フェスタ」開催。3日間で3500人超、参加した親子の反響が凄かったとのこと。9月、ヨークベニマルから市へ、子どもの遊びの場を作つてほしいと、郡山駅から徒歩約10分の好立地条件にある品質管理倉庫と土地が無償提供される。その後3ヶ月の準備期間を経て12月「遊びのひろば ペップキッズこおりやま」Open。市・ヨークベニマル・運営委員会の連携で遊具や備品など全て無料提供。施設利用料も無料。

一日平均利用者数934名、夏休み・冬休みなど長期休み期間1000名超。当初は放射線被害の影響を避けるために室内限定の利用であったが、現在は元々室内にあったサーキットコーナーや水遊び場を外に移転設置し、夏の日差しを浴びながら遊べるように配慮。

直近課題として、施設建物・土地の無償提供契約期間が2017年3月までの5年間である為、現在市・NPO・ヨークベニマル・利用者とで検討・協議を継続中。





ペップアクティブ(90分完全入れ替え制/1日4回)→対象年齢生後6か月~12歳。

無造作に置かれている・出しっぱなしにしているように見える遊具は、子ども達が遊んだ後に片づけたものをプレイリーダーが次の子ども達がスムーズに遊びに入りていけるように意図的に準備をしている。

プレイリーダーは入れ替え時間の30分間で遊具の整備点検・準備・掃除を行っており、遊び時間が始まるときども達と一緒に体を動かしながら遊びのレクチャーやトラブル・怪我がないよう見守る。体力的に大変重労働な役割であることからかプレイリーダーは全員20代前後~30代であった。

定期的にプレイリーダーの研修を行い、0歳児からの発達・成育も学ぶことで赤ちゃんから子どもの成長過程を知り、遊びに生かすこと。



ペップキッチン(要予約/1日3回)→食材費やエプロン・帽子代として300円/回。

訪問日は夏のスイーツ作りを行っていた。テーマはひとつだがメニューは3回とも違う内容であり、子どもが自分で選択できるように工夫しているとのこと。食を学びながら体を育てることを目的。



基本、遊び場所では飲食禁止。室内に設置されている休憩コーナーで水分補給。ペップキッズの室内・屋外に放射線測定値が設置され、毎日数値を表示しているとのこと。

14時～15時半 こどもの貧困対策支援事業「特定非営利活動法人ビーンズふくしま」

ふくしま若者サポートステーション/ビーンズふくしま理事長 若月ちよ
引きこもり支援コーディネーター 山下仁子、遠藤宏志

先進国・豊かな国と言われる日本社会で、子どもが本来持っている自立して生活していく為に必要な生きる力(考える力、創造力、課題解決能力など)が育っていないという現実に対し、「子どもの生きる力を引き出し、育てる」ことを基本目標に支援。中心的な支援内容として@家庭訪問による相談・各種講座の実施(対象者の要望や相談、家庭環境などの把握、支援プログラムの作成)@集合型活動の実施(季節のイベント

や対象者同士の交流の場の提供)@対象家庭を支える関係機関のネットワーク構築(病院、学校、児相、警察、住居の大業、行政等と情報共有、支援方針に関する会議、地域での支援体制の整備等)。

1999年に自主事業として引きこもりの若者達の支援(フリースクール)がビーンズふくしまの始まり。国の委託事業として福島県がサポートステーションを設置する予定であり、これを受けた形で県北と県中の2か所でフリースクールを開設。2011年の震災後県外内の避難児童への学習支援も開始。2012年県から生保受給世帯の子ども達への学習支援を委託。現在、郡山市と福島市で事業展開しており、郡山市では「就労支援」「居場所活動」「困窮世帯の課外活動サポート」「引きこもり支援」等を実施。

実際に対象者と関わるコーディネーターの山下氏、遠藤氏から過酷な現場の実態が伝えられる。学校に行けない子ども達の多くは家庭環境の脆弱さや社会との孤立といった大きな課題を抱えており、子どもは家や親を選べないという現実から、自分達はまずこの部分を救い上げ、子どもを助け出すことから始めなければならないという意識で活動しているとのことであった(育児放棄や虐待、保護者の病気・精神疾患等で命を落としそうな状況に置かれている子ども達を何人も見てきたことから)。又、関係機関との連携をスムーズに密に執り行っていく必要も欠かせず、会議の場では様々な関係機関からの意見や方針を現場の人間としてまとめ、関わる人達の意思を統一させる苦労も述べられる。子どもの生きる力が育つ環境整備を行っているという自負と自信がとても伝わってきた。



15時半郡山市出発、富岡町→大熊町→双葉町→浪江町→南相馬市→相馬市を経て仙台へ帰路。富岡町の山間部のある地域から突然「関係者以外立ち入り禁止区域」「帰還困難区域」の看板が立ち並び始め、バリケードで防護された地区が南相馬市まで見られる。走っている車の前をうりぼうがわが物顔で横切ったり無人の街に信号だけが黄色点滅し続いている等、住民が暮らしていた痕跡が残されている中の中まで異様な

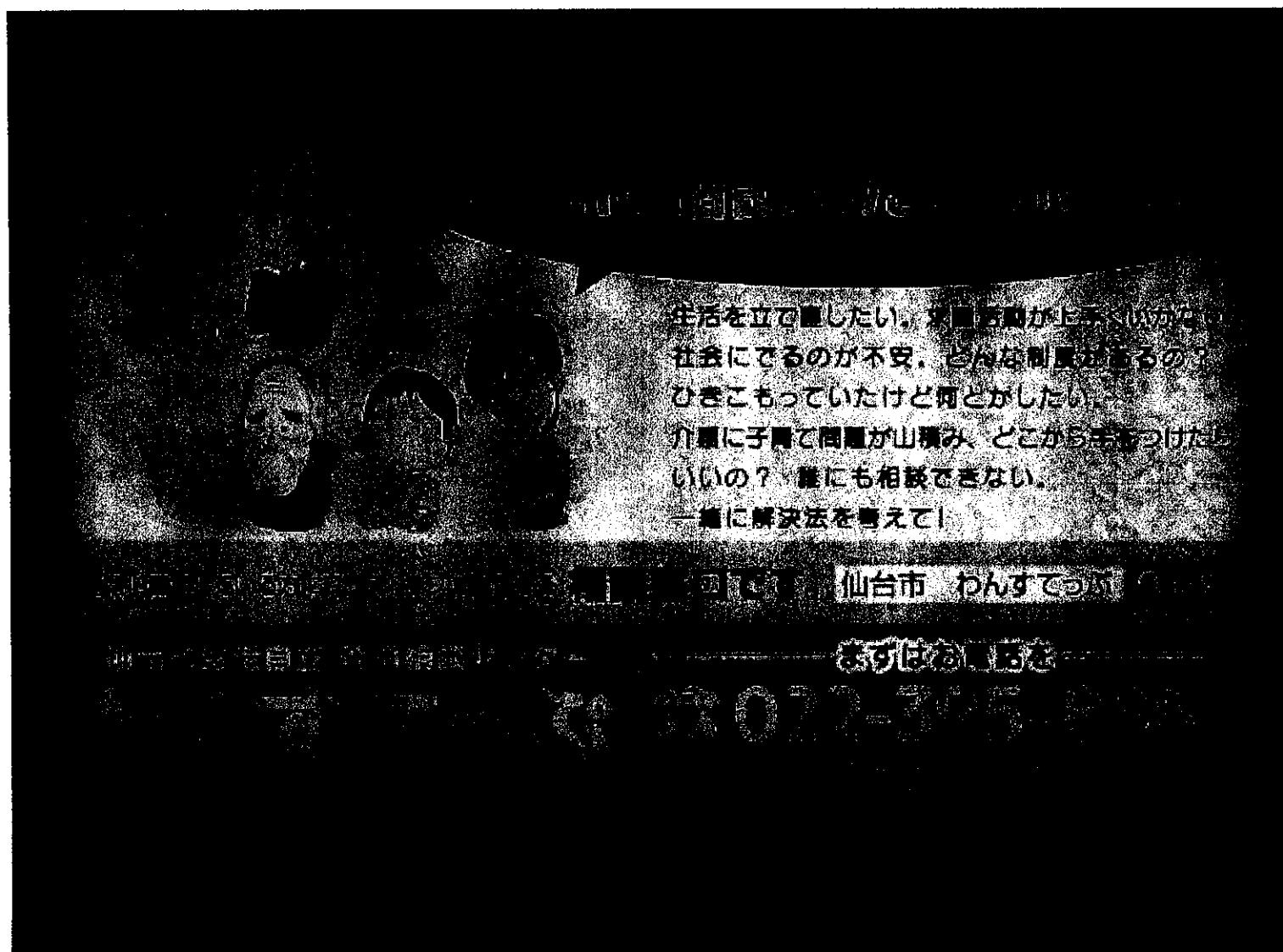
風景であった。

8月1日(月) 10時~11時半 仙台市生活自立・仕事相談わんすてっぷ

一般社団法人パーソナルサポートセンター長/自立相談支援部長 平井知則

市保健福祉局健康福祉部保護自立支援課主査 奥敏子

一般社団法人パーソナルサポートセンター(P.S.C)が仙台市・県南地区・多賀城市から委託。福祉的サポート・就労サポート・総合的サポートを行っている。制度上サポート体制を3区分しているが、従来のような組織ごとの縦割り型支援では住民の根本的な問題の解決は難しく、抱える問題はそれぞれが繋がっていることからトータルサポートで行っている。2011年3月3日総務省でパーソナルサポート(PS)事業を推奨していたことから、制度間で困難を抱えたり、制度にうまく乗れない・利用出来ない人への支援として最初は協議会として設立。直後の11日震災により被災者支援に舵を切り仮設住宅入居者への見守りや炊き出し支援に集中。PSCとして独自に支援活動をすることより様々な市民・ボランティア団体や行政と協力・連携を取りながら自主的避難所や福祉施設等に物資提供・全戸訪問等を行う。行政の目と手が行き届かない部分に支援を集中させたこと、横のつながりを密にしたことが現在のPSCの基本理念になっているとのこと。現在PSC全体で約60名のスタッフが自立・就労相談・中間的就労支援・就労準備支援・高齢者就労支援・仮設住宅入居者みまもり支援等を行い、各相談・支援業務の建物は別の場所ごとに設置。生活自立・仕事相談センター「ワンステップ」とPSCは同じビル内だったが出入口とフロアが正面階段を上って左右に分かれている。訪問時も相談者が絶えず出入りしており、必要とされていることを実感。ワンステップに掲示されている募集要項はハローワークと連携しているものもあれば独自の企業訪問などの営業で取ってきている仕事もあるとの話であった。懇談後PSCの事務所付近の就労準備支援センターと高齢者就労支援センターを見学。



会派視察研修報告

日時 2016年8月19日～20日 一般社団法人行政改革推進協会主催 地方議員研修会

場所 東京都 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

参加者 永井桃

『地域福祉政策の理論と実践 - 地方議員が今取り組むべき課題とその解決方策を探る -』

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 理事長 濑戸恒彦

19日(金) 14時～17時

1. 地域福祉政策(理論編)『これからの中の福祉政策の方向』

冒頭で、リオオリンピック期間中であったことから日本選手の「応援してくれた人達の為に、喜んでもらう為に頑張る」という精神論を例に、日本人には「他人の為に自分は何が出来るか」というDNAがあること、議員はこの精神の基で日本の歴史・文化や過去の失敗を学び、将来を社会構築していく役割があることと説く。団塊世代が75歳を迎える2025年問題に向けて、高齢者がいつまでも元気で暮らしていける社会づくりの為に市町村が独自の個性を出した政策が必要であるとし国の地方分権政策を推奨した上で、これからは国の政策・指示を待つだけでなく自治体から積極的に地域の実情を踏まえた政策を求める声をあげていくよう述べる。

今後の高齢社会の展望に向けて『フレイル(介護予防)』を推進し、①食べること(孤食→共食)、②運動、③社会とのつながりを軸に、少子高齢化に対応する社会・地域づくりを提唱し、地域包括ケアシステムの構築や要支援者の訪問介護・通所介護の総合事業への移行を上手に活用していくよう述べる。又、介護人材の確保について講師の個人的な見解として、一般的に介護職員不足は低報酬が理由の1番と言われているが人間関係や事業所の方針が自分に合わない等様々な理由が重複しており、優秀な人材集めや育成の為の施策が最も重要と述べる。

2. 地域福祉政策(理論編)『地域が主役の時代へ』

元県庁職員の立場から、地方議員として自治体側の視点を持つことも必要であるという考え方の視点で自治体経営・運営理論と具体的な内容についての講義。地方分権一括法等制度だけを変えても各自治体で住民の日常生活に反映される地域政策を立案しないと地域は豊かにならないとし、住民に喜ばれる政策を独自の事業展開で生み出す力が必要と述べる。その上で、行政がやれることには限界があり、そこを地域住民やNPO等でカバーすることで行政と地域の連携が進み、この2者間に議員が関わることでサークルが出来て地域社会が生まれると説く。

政策を実行する際の留意点『5W1H』(WHAT: 政策目標を明確化・WHO: 誰を推進リーダーにするか・WHEN: いつまでに実施するか・WHERE: 対象範囲の明確化・HOW: 進捗チェックの方法)を基本に「小さくても確実な改善を継続的に積み重ねる」ことが重要と述べる。



20日(土) 10時～12時半

3. 地域福祉政策(実践編)『地域包括ケアシステム構築へ向けた取組み』

生活支援コーディネーターと協議体、地域包括ケアシステム構築へ向けた各地域の取り組みの解説。
＜生活支援コーディネーター＞

設置目的：市町村が定める活動区域ごとに関係者のネットワークや既存の取り組み・組織等を活用しながら資源開発や地域の支援ニーズ・サービス提供のコーディネートを実施。地域における生活支援・介護予防 S の提供体制の整備を推進する。職員の雇用形態は一律に限定せず地域の実情に応じ、市町村や地域包括支援 C と連携しながら活動する。

役割：生活支援の担い手養成やサービスの開発等(資源開発)、サービス提供主体等の関係者のネットワークの構築～第1層、第2層

地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング～第2層

サービス提供主体(NPO やソーシャルビジネス等)～第3層

資格・要件：生活支援・介護予防 S の経験者等。特定の資格要件は定めない。国・都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。

＜協議体＞

設置目的：生活支援・介護予防 S の体制整備に向け、市町村が主体となり「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置。主体間の情報共有・連携・協働による資源開発等を推進する。

役割：コーディネータの補完、地域ニーズの把握(アンケート調査等)、企画・立案・方針策定、情報交換・働き掛けの場、地域づくりにおける意識の統一を図る場

設置主体：市町村。第1層コーディネーターと協力し地域の関係者のネットワーク化を図る。

構成団体等：行政機関(市町村、地域包括支援 C 等)、コーディネーター、NPO や社協・社福法人等

世田谷区(都市部の特徴を生かした取り組み)・新潟県長岡市(小地域での医療・介護・予防・生活支援・住まいの一体的な提供)・鳥取県南部町(既存資源を活用した共同住宅による低所得者の住まい確保)・千葉県柏市(行政と医師会の協働による在宅医療の推進と医療介護の連携)・三重県四日市市(社福法人と地域組織の協働による日常生活支援体制の構築)・大分県竹田市(介護保険外のサービス開発とそれを活用した介護予防及び自立生活支援)・埼玉県川越市(認知症対策と家族支援)・鹿児島県大和村(住民自ら考える互助の地域づくり)・鳥取県境港市・米子市(特養等施設機能を地域に展開)

4. 地域福祉政策(実践編)『活力ある地域づくり』

制度改正に伴う市町村の役割として、①在宅医療・介護福祉の連携推進の為に医師会や社福法人、地域包括支援 C 等と連携し地域支援事業を充実させること、②予防給付(訪問介護・通所介護)の見直しによる地域支援事業への移行、③小規模通所介護の地域密着型 S への移行・居宅支援事業者の指定権限の市町村への移譲→事業者の指定・指導・監督、と述べる。2017 年度までに予防給付の訪問介護と通所介護を地域支援事業へ移行し、既存の介護事業所によるサービス提供のほかに NPO や民間企業、ボランティア、元気な高齢者が支援者になりサービスを提供することになるが、高齢者の支え手はあくまでも本人の意思・意欲の上で参加して貰うよう強調。

第7期(2018年～2020年)及び第8期(2021年～2023年)介護保険事業計画の策定時期と地域医療ビジョンにおける次期医療計画(2018年～2023年)策定時期が同時期であることを踏まえ、自治体と議会は医療介護の連携や認知症施策、高齢者の住まいの充実に向けた事業の取り組みを目指すよう語る。

地域包括ケアシステム構築の取り組み体制の構築として、市町村長のやる気・市役所所管課内の連携と協力(縦割り→横繋がり)・地域の介護・福祉事業者や地域医師会及び地元大学との連携を挙げる。又、市町村は地域の課題の把握・実態調査・分析を怠らず、地方議員は公民連携(住民↔企業↔自治体)の中核になり活力ある地域づくりの為に尽力することを最後に述べる。